

別表第7 公園に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 出入口	(1) 外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 車止めを設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とすること。 ウ 路面には、段差を設けないこと。 エ 出入口から公園内外への距離が150センチメートル以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。 (2) 道路等から出入口までの通路に設ける歩行者用通路は、車路と分離すること。この場合において、当該歩行者用通路の構造については、3の項に定める園路の整備基準を準用する。 (3) 券売所及び入場口は、利用しやすい位置に設け、次に掲げる構造とすること。 ア 入場口のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。 イ 券売所から入場口までに至る経路及び入場口の通路のうち1以上について、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
2 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合は当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

	に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 次項に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 傾斜部に設けないこと。 (3) 駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための誘導表示をすること。 (4) 車椅子使用者用駐車施設から公園の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 路面には、段差を設けないこと。
3 園路	高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。この園路は、1の項に定める要件を満たす出入口及び前項に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 縦断勾配は、100分の4以下とすること。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 ウ 100分の3以上100分の4以下の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 エ 路面には、段差を設けないこと。 オ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、100分の5以下（構造上等やむを得ない場合は、100分の8以下）の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。

	カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、100分の2以下とすることができる。 キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平たんな部分を適宜設けること。 ク 出入口、便所等に接続する園路の部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。
4 階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。 イ 幅は、150センチメートル以上とすること。 ウ 高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 階段の始終点に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。 カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。 キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 踏面及びけあげの寸法は、一定とし、踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 ケ 前項に定める園路に階段を設ける場合には、次項に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。 コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、100分の8以下とすることができる。

	ウ 傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の始終点及び折返し部分に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 オ 横断勾配を設けないこと。 カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 キ 傾斜路の両側に縁石又は側壁を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 傾斜路の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。
6 舗装材料	(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、次に掲げるものとする。 ア 1の項に定める出入口、3の項に定める園路、4の項に定める階段及び前項に定める傾斜路の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。 イ 2の項に定める駐車場の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。 (2) 庭園にあつては、次に掲げるものとする。 ア 1の項に定める出入口の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。 イ 2の項に定める駐車場の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。
7 排水溝等	園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。
8 転落防止設備	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

9 休憩所	休憩所を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。 エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 （ア） 幅は、80センチメートル以上とすること。 （イ） 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができること。 オ カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。 カ 便所を設ける場合は、そのうち 1 以上の便所の構造については、13の項に定める便所の整備基準を準用する。
10 ベンチ・野外卓	(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。 (2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。 ア 車椅子使用者が使用することができるように150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。 (3) 売店又は飲食施設と一体として設ける野外卓は、前号に掲げるもののほか、いす又はベンチを可動式とする等車椅子使用者が利用しやすい構造とすること。

11 水飲み・手洗場	水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。 ア 飲み口は、上向きとすること。 イ 飲み口までの高さは、70センチメートル以上80センチメートル以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。 ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが150センチメートル以上で、かつ、幅が150センチメートル以上の平坦な部分を設けること。
12 案内板等	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板、説明板及び標識（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設置する場合は、次に掲げるものとすること。 ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。 イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。 ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 エ 平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。 オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。 やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設置すること。 (2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとすること。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。 ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい

	位置とすること。 (3) 園内の要所(園路、傾斜路及び階段を除く。)に必要な応じて視覚障害者誘導用設備を設けること。
13 便所	(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 (ア) 便所の出入口の前には、幅150センチメートル以上、かつ、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 (イ) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (ウ) 勾配は、100分の5以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の場合は100分の12以下、75センチメートル以下の場合は100分の8以下とすることができる。 ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。 (2) 前号の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。 ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

	ウ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。 (3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する第1号の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。 ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 大便秘器を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便秘器のある便房の1以上に手すりを設けること。 エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便秘器である旨の表示を行うこと。 オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。 (4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない第1号の便所に大便秘器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 1以上を腰掛式の大便秘器とし、当該大便秘器のある便房の1以上に手すりを設けること。 イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便秘器である旨の表示を行うこと。 (5) 便所を設ける場合には、そのうち1以上にベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を適切な位置に設け、当該便所の出入口にはその旨の表示を行うこと。 (6) 前各号の表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする(当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。)
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形

	の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
15 野外劇場・野外音楽堂	野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。 エ 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。 オ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 キ 路面は、平たんで、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、13の項に定める便所の整備基準を準用する。 ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

	に2を加えた数以上の車椅子使用者等が円滑に利用することができる観覧スペース（以下この表及び次表において「車椅子使用者用観覧スペース等」という。）を設けること。 コ 車椅子使用者用観覧スペース等は、次に掲げる構造とすること。 （ア） 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。 （イ） 段差を設けないこと。 （ウ） 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。 （エ） 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。
16 公園内建築物・屋内設備	便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第2に定める建築物の整備基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、13の項に定める便所の整備基準を準用する。
17 公園内運動施設	（1） 公園内運動施設の出入口の構造については、1の項に定める公園の出入口の整備基準を準用する。 （2） 公園内運動施設には、車椅子使用者等が休憩し、又は待機することができる場所を設けること。
18 券売機・電話ボックス	（1） 券売機を設ける場合の構造については、別表第9の8の項に定める駅舎等の券売機の整備基準を準用する。 （2） 電話ボックスを設ける場合には、そのうち1以上を車椅子使用者が利用することができる構造のものとし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平たんな位置に設けること。
19 その他の施設等	利用者が視覚、聴覚、触覚、きゅう覚等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置すること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

別表第8 公園に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 出入口	外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、遵守基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 エ 出入口から公園内外への距離が150センチメートル以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。
2 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合は当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 次項に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。

	ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
3 園路	高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。この園路は、1の項に定める要件を満たす出入口及び前項に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができる。 イ 縦断勾配は、100分の4以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 ウ 100分の3以上100分の4以下の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 エ 路面には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 オ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、100分の5以下（構造上等やむを得ない場合は、100分の8以下）の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。 カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、100分の2以下とすることができる。 キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平たんな部分を適宜設けること。 ク 視覚障害者誘導用設備を園路の要所に設けること。
4 階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 回り階段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由に

	よりやむを得ない場合は、この限りでない。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ウ 高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 階段の始終点に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。 キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 ケ 前項に定める園路に階段を設ける場合には、次項に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。 コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 縦断勾配は、原則として100分の5以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、100分の8以下とすることができる。 ウ 傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の始終点に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。

	オ 横断勾配を設けないこと。 カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
6 舗装材料	(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、1の項に定める出入口、3の項に定める園路、4の項に定める階段及び前項に定める傾斜路の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。 (2) 庭園にあつては、1の項に定める出入口の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。
7 排水溝等	園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。
8 転落防止設備	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
9 休憩所	休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。 エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができるこ

	と。 オ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。 カ 便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所の構造については、13の項に定める便所の整備基準を準用する。
10 ベンチ・野外卓	(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。 (2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。 ア 車椅子使用者が使用することができるように150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。
11 水飲み・手洗場	水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。 ア 飲み口は、上向きとすること。 イ 飲み口までの高さは、70センチメートル以上80センチメートル以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。 ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが150センチメートル以上で、かつ、幅が150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。
12 案内板等	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板等を設置する場合は、次に掲げるものとする。 ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。 イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。 ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。

	エ 平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。 オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上 250 センチメートル以上になるよう設置すること。 (2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとする。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。 ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
13 便所	(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。 イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 (ア) 幅は、90 センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、100 分の 5 以下とすること。ただし、高さが 16 センチメートル以下の場合は 100 分の 12 以下、75 センチメートル以下の場合は 100 分の 8 以下とすることができる。 ウ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を 1 以上設けること。

オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の 1 以上の付近に手すりを設けること。

(2) 前号の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を 1 以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。

ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

ウ 腰掛式の大便器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。

(3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する第 1 号の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。

ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保すること。

ウ 大便器を設ける場合には、そのうち 1 以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の 1 以上に手すりを設けること。

エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。

オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。

(4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない第 1 号の便所に大便器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

ア 1 以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の 1 以上に手すりを設けること。

イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨

	の表示を行うこと。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
15 野外劇場・野外音楽堂	野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。 エ 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。 オ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 キ 路面は、平たんで、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、13の項に定める便所の遵守基準を準用する。

	ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等を設けること。 コ 車椅子使用者用観覧スペース等は、次に掲げる構造とすること。 （ア） 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。 （イ） 車椅子使用者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。 （ウ） 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。 （エ） 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。
16 公園内建築物・屋内設備	便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物（管理事務所等）並びに屋内設備は、別表第3に定める建築物の遵守基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、13の項に定める便所の遵守基準を準用する。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。